
QA96 畜産物の生産現場では、どのような取組がされていますか

家畜には、飼料として穀物やその副産物などが与えられています。さらに、牛などには、牧草（生、乾草）やサイレージ（牧草を発酵したもの）、稲わらなど（これらは粗飼料と呼ばれます）も与えられます。

牛乳、肉、卵などの畜産物に含まれる放射性物質は、主に家畜の食べる飼料に由来することから、安全な畜産物を生産・供給するためには、出荷される畜産物に含まれる放射性物質が食品衛生法に基づく基準値を超えることのないように、飼料中の放射性セシウムを抑制する必要があります。

このため、飼料から畜産物へ放射性セシウムがどのように移行するのかといったこれまでに実施した試験データを活用して、以下のとおり飼料を与える家畜の種類ごとに、飼料の放射性セシウムの目安（暫定許容値）を定め、この目安を超える飼料を給与しないよう指導しています。

■飼料の放射性セシウムの暫定許容値

牛、馬用飼料	10 ベクレル/kg
豚用飼料	80 ベクレル/kg
家きん（鳥）用飼料	16 ベクレル/kg
養殖魚用飼料	40 ベクレル/kg

（製品重量※、ただし粗飼料は水分含有量 8 割ベース）

※：製品重量とは、配合飼料等家畜に給与される製品段階の重量です。

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A」（第 9 版）より作成

出典の公開日：2014 年 11 月 13 日

本資料への収録日：2014 年 3 月 31 日（第 8 版による）

改訂日：2015 年 3 月 31 日